

通商産業省

8 取 信 第 1 1 号

平成 8 年 11 月 21 日

北海道通商産業局商工部消費経済課長 殿

通産省産政局取引信用室長



互助会事業者に対する今後の指導監督について

割賦販売法に基づく許可事業者である互助会事業者に対する指導監督については、日頃、立入検査等を通じ個別事業者への指導監督等を実施していただいているところですが、法目的である消費者の権利を保護する観点で、従前から実施している個別事業者への指導監督をより効果的かつ効率的に実施することが必要であると考えます。

このため、割賦販売法に基づく最低資本金の対応調査等を実施するとともに、今後の指導監督を強化する監視指導対象事業者の抽出を行い、これら個別事業者に対する監視指導の方針を下記により行うこととされたい。

また、今後の立入検査先については、監視指導対象事業者から優先順位を付けて選定することとされたい。

なお、下記の通達については、貴局から関係都道府県及び管内の許可事業者（冠婚葬祭互助会事業者に限る）に周知方お願いします。

記

1. 前期（平成 8、9 年度）での監視指導

(1) 監視指導対象事業者の当面の指導等の分類分け

監視指導対象事業者については、前受金規模、事業形態及び不健全経営の原因、問題点等を踏まえ、当面、次の 3 区分に分類分けし、指導方針を明確にした上で監視指導を実施する。

① 健全経営化監視指導互助会（一般指導先及び強力指導先）

②グループ等での健全経営化又はソフトラテイク対応可能互助会

③ソフトラテイク対応検討互助会

(具体的な指導方法)

①の「健全経営化監視指導互助会」は、経営健全化を前提とし、一般指導先と強力指導先に細分類して指導することとし、一般指導先は経営健全化のための監視を中心として、強力指導先は健全経営化のための指導を中心として、監視指導を実施する。この分類の対象事業者については、当面は経常収支の黒字化の定着を中心として指導を行うこととする。また、強力指導先については自主的経営健全化計画を必ず策定させることとする。

②の「グループ等での健全経営化又はソフトラテイク対応可能互助会」は、監視を中心として実施し、グループ等のリーダへ通知を行うとともにグループ全体等でのマクロ的な経営状態の把握を行うこととする。

③の「ソフトラテイク対応検討互助会」は、個々の事業実態に応じた指導を行うこととし、以下の方法で消費者保護を図ることを検討させることとする。

- a. 経営権譲渡（経営者交代、営業譲渡、合併等）による方法
- b. 会員移籍（全会員移籍、一部会員移籍等）による方法
- c. 互助会業を縮小（消極的会員募集等）し、施行業者等に転向する方法
- d. 互助会業を廃業（新規の募集停止を含む）し、施行業者（特に葬儀業者）等に転向する方法
- e. 事業を完全廃業する方法
- f. その他の方法

(2)個別事業者に対する通知（注意喚起）

監視指導対象事業者に対しては、監視指導対象事業者であること及びその理由（前受金規模・事業形態別原因問題点等）並びに当面の指導等の分類分けを通知（経営者への連絡）する。

(3)自主的経営健全化計画の策定依頼

監視指導対象事業者に対しては、必要に応じ、自主的経営健全化計画の策定を依頼することとする。なお、計画策定に応じない事業者にあつては、法に基づく改善命令の発出を行い、これにより指導を実施する。

(4)自主的経営健全化計画の策定内容の審査及びフォローアップ

自主的経営健全化計画を策定した事業者に対しては、その計画の策定内容が実現可能なものか否かを審査するとともに、計画の達成状況等のフォローアップを実施する。

2. 後期（平成10、11年度）での監視指導

(1) 監視指導対象事業者の抽出及び指導等の分類分けの見直し

監視指導対象事業者の抽出及び指導等の分類分けの見直しを実施する。

(2) 経営方針の選択的な方向付けに基づく指導

監視指導対象事業者のうち、健全経営化監視指導互助会（強力指導先）については、引き続き経営健全化のための指導を強力に実施する。また、ソフトウェア対応検討互助会については、経営方針の選択的な方向（a～fの方法）付けを明確にし消費者保護を前提とした指導を実施する。

なお、この際、資本金対応不可事業者及び積立（預入）制度対応不可事業者（保証会社の担保徴求不能を含む）についてもa～fの方法の中で指導する。

(3) 自主的経営健全化計画のフォローアップ

経営健全化計画を策定した事業者に対しては、自主的経営健全化計画のリバイスを行う等計画内容、計画の達成状況等のフォローアップを実施する。